

新潟市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月21日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第2号

新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第1条 新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は」を「法人番号（」に改める。

第136条の3第2項第1号中「，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）」を「又は事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第146条の12第2項第1号中「個人番号又は」を削る。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に，「平成31年」を「平成33年」に改める。

(新潟市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（新潟市市税条例の一部改正）」を付し，同条のうち新潟市市税条例第8条の改正規定を削り，同条例第9条各号列記以外の部分の改正規定中「「第63条の2第1項」の次に「，第76条の7第1項」を加え，」を削り，同条第2号及び第3号の改正規定中「，「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書，第94条第1項」に改め」を削り，同条例第23条，第23条

の2及び第76条の改正規定、同条例第76条の2を第76条の3とし、第76条の次に1条を加える改正規定、同条例第76条の3の次に6条を加える改正規定、同条例第77条から第79条まで及び第81条から第87条までの改正規定並びに同条例附則第13条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第14条の改正規定を次のように改める。

附則第14条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第78条第2号アの項中「第78条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第78条第2号アの項中「第78条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第78条第2号アの項中「第78条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第78条第2号アの項中「第78条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 新潟市市税条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第63条の2第1項」の次に「第76条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第94条第1項」を「第76条の7第1項の

申告書、第 9 4 条第 1 項」に改める。

第 2 3 条中「1 0 0 分の 1 2 . 1」を「1 0 0 分の 8 . 4」に改める。

第 2 3 条の 2 第 1 項中「1 2 . 1 分の 1 . 2」を「8 . 4 分の 1 . 2」に改める。

第 7 6 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等（法第 4 4 2 条第 3 号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第 4 4 3 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 7 6 条第 3 項中「第 4 4 3 条第 1 項」を「第 4 4 5 条第 1 項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては、前項」を「には、第 1 項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 7 6 条の 2 を第 7 6 条の 3 とし、第 7 6 条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第 7 6 条の 2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 4 4 4 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同

じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第76条の3の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第76条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第76条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第76条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第76条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第76条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の規定によつて過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第76条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第77条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のよ

うに改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円

(イ) 三輪のもの 年額 3, 9 0 0 円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6, 9 0 0 円

自家用 年額 1 0, 8 0 0 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3, 8 0 0 円

自家用 年額 5, 0 0 0 円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3, 6 0 0 円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2, 4 0 0 円

(イ) その他のもの 年額 5, 9 0 0 円

第 7 9 条（見出しを含む。）、第 8 1 条（見出しを含む。）及び第 8 2 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 8 3 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に、「申告書に」を「申告書を」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 7 6 条第 2 項」を「第 7 6 条の 2 第 1 項」に改める。

第 8 4 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 7 6 条第 2 項の」を「第 7 6 条の 2 第 1 項に」に改める。

第 8 5 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 8 6 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち、必要があると認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 8 5 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 8 7 条第 2 項中「第 4 4 3 条」を「第 4 4 5 条」に、「第 7 6 条の 2」を「第 7 6 条の 3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 1 3 条の次に次の 5 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 1 3 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章の規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第 1 3 条の 3 市長は、当分の間、第 7 6 条の 9 の規定にかかわらず、新潟県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第 1 3 条の 4 第 7 6 条の 7 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「新潟県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第 1 3 条の 5 市は、新潟県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 2 9 条の 1 6 第 1 項に掲げる金額の

合計額を、徴収取扱費として新潟県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第 13 条の 6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第 76 条の 5 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	1 0 0 分の 1	1 0 0 分の 0. 5
第 2 号	1 0 0 分の 2	1 0 0 分の 1
第 3 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第 76 条の 5 第 3 号の規定の適用については、当分の間、同号中「1 0 0 分の 3」とあるのは、「1 0 0 分の 2」とする。

附則第 14 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア（イ）	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
第 2 号ア（ウ） a	6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
第 2 号ア（ウ） b	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

附則第 14 条第 2 項から第 4 項までを削る。

附則第 1 条第 2 号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第 37 条」を「第 37 条」に、「第 3 条（次号）」を「第 3 条（第 5 号）」に、「第 4 項」を「第 3 項」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

（3） 第 1 条中新潟市市税条例附則第 14 条の改正規定及び附則第 3 条の 2 の規定

平成 29 年 4 月 1 日

附則第 1 条に次の 1 号を加える。

- (5) 第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年新潟市条例第 40 号）附則第 5 条第 7 項の表第 9 条第 3 号の項の改正規定（「第 9 4 条第 1 項」を「第 7 6 条の 7 第 1 項の申告書，第 9 4 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条の 2 及び第 4 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

附則第 2 条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し，同条中第 3 項を削り，第 4 項を第 3 項とし，同条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の新潟市市税条例（附則第 4 条において「31 年新条例」という。）第 23 条及び第 23 条の 2 第 1 項の規定は，附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

附則第 3 条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条の 2 新条例附則第 14 条の規定は，平成 29 年度分の軽自動車税について適用する。

附則第 4 条の見出しを削り，同条第 1 項中「新条例」を「31 年新条例」に，「附則第 1 条第 3 号」を「附則第 1 条第 5 号」に改め，同条第 2 項中「新条例」を「31 年新条例」に，「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に，「平成 28 年度分」を「平成 31 年度分」に改める。

附 則

この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第1条中新潟市市税条例第46条第2項第1号, 第136条の3第2項第1号
及び第146条の12第2項第1号の改正規定 平成29年4月1日